

下田市医療、介護、社会福祉施設等物価高騰対策支援金

エネルギー価格や食料品価格等の物価高騰に伴い、大きな影響を受けている市内の医療機関、介護事業所、又は社会福祉サービスを提供する事業所の経済的負担を軽減し、質の高いサービス等を継続して提供できるように、下田市医療、介護、社会福祉施設等物価高騰対策支援金を交付します。

支援対象

令和7年4月1日現在において、市内の医療機関、介護事業所、又は障害福祉事業所にて運営及びサービス等を提供する事業所

支援金額

事業所面積の区分に応じた額
(入院・入所施設等は加算があります。)

詳細は裏面参照

申請方法

必要書類を提出

【必要書類及び添付書類】

下田市医療、介護、障害福祉施設等物価高騰対策支援金交付申請書（様式第1号）

- (1) 事業所等が下田市内に所在することを証する書類
- (2) 事業に供する面積がわかる書類（営業許可書類や図面など）

申請期日

令和7年5月7日（水）締め切り

留意事項

支援金の交付は、1事業所につき1回限り
(同一法人内に複数の事業所を有する場合は、まとめて申請を行うことができます。)

審査・支払

提出された書類を審査し、交付決定の可否を事業者に書面で通知します。
その際に請求書（様式3号）を同封しますので、「振込口座確認書類（口座名義及び口座番号が確認できる書類の写し）」を添付して提出をお願いします。
書類の確認後、指定された口座にお支払いします。

申請、問合せ先

- | | | | |
|----------|----------|------|-----------------|
| 【介護事業所等】 | 市役所市民保健課 | 窓口4番 | TEL0558-22-2077 |
| 【医療機関等】 | 市役所市民保健課 | 窓口5番 | TEL0558-22-2217 |
| 【福祉事業所等】 | 下田市福祉事務所 | 窓口6番 | TEL0558-22-2216 |

【 支援金額区分 】

事業所面積	基本支援金額	備考
100 ㎡未満	35,000 円	1. 事業所面積は、事業実施のために管轄する自治体に届け出た事業区分の面積とする。ただし、事業所の面積の届出を必要としない事業の場合は、図面等を参照し、市長が当該事業に供する面積と認める部分の面積とする。 2. 1 区画内で複数の事業を実施している場合は、主たる事業に合算した面積とする。
100 ㎡以上～300 ㎡未満	70,000 円	
300 ㎡以上～600 ㎡未満	140,000 円	
600 ㎡以上～1,200 ㎡未満	280,000 円	
1,200 ㎡以上～1,800 ㎡未満	420,000 円	
1,800 ㎡以上～2,400 ㎡未満	560,000 円	
2,400 ㎡以上～3,000 ㎡未満	700,000 円	
3,000 ㎡以上～3,600 ㎡未満	840,000 円	
3,600 ㎡以上	1,050,000 円	

【 加算額 】

病床等加算	加算額	備考
病床数	6,000 円/床	病床数とは、令和7年4月1日現在において管轄する自治体に届け出ている病院・有床診療所の許可病床数をいう。ただし、食事提供体制の取れていない数を除く。
入所定員数	15,000 円/人	（介護関係） 入所定員数とは、令和7年4月1日現在において、管轄する自治体に介護保険施設として届け出ている施設、認知症対応型共同生活介護施設及び小規模多機能型居宅介護施設（宿泊サービス利用）の定員数をいう。ただし、通所系サービスは除く。
		（障害関係） 入所定員数とは、令和7年4月1日現在において管轄する自治体に障害施設として届け出ている入所・居住系サービスの定員数（日中活動系サービスの定員数は除く。）をいう。